

## 告 示

### 埼玉県告示第八百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年六月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 I E F R
- 三 代表者の氏名  
岡田 喜久男
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県熊谷市佐谷田六百七十五番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、ベトナムにおける枯葉剤による土壌汚染及び水質汚染を浄化すること、健康被害や農作物のダイオキシン等の汚染を防止し、環境を改善し、ベトナム国民の生活向上や、ベトナム国の発展に寄与することを目的とする。